

京都市告示第 343 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
367号	左京区下鴨東森ヶ前町16番地地先から	旧	メートル 83.10	メートル 11.25 ~ 27.30
	同区高野竹屋町5番地地先まで	新	83.10	14.80 ~ 33.84

(建設局道路部道路明示課)